



日ごろ、高齢者の見守り及び相談窓口の周知にご協力いただきありがとうございます。
今号では、菊川市権利擁護研修会についてご紹介いたします。

令和7年度菊川市権利擁護研修会を開催しました！

テーマ：成年後見人の仕事って？

～意外と知らない後見人がついた後のお話～

講師に、社会福祉法人和松会生活介護事業所 ぴのほーぷの長谷山 義洋氏をお迎えし、成年後見人の活動内容についてお話していただきました。成年後見人としてできること・できないこと、意思決定支援、福祉関係者との連携など、実際の事例を交えての講話でした。大変わかりやすく、成年後見人の役割や活動を知る機会となりました。



成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、判断能力が不十分な人のために、生活やお金の管理・手続きを行うなど、法的にさまざまな支援を行う制度です。

本人の意思を大切にしながら、安心して生活できるように支えます。



成年後見制度について知りたい方、相談をご希望の方は、お気軽に菊川市地域包括支援センター(けやき窓口・あかっち窓口)までお問い合わせください。



菊川市地域包括支援センター
けやき窓口

住所：半済1865（プラザけやき内）
電話：37-1120

あかっち窓口

住所：赤土1055-1（家庭医療センター内）
電話：73-1818